

市第40号議案

横浜市市税条例等の一部改正

横浜市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例等の一部を改正する条例

（横浜市市税条例の一部改正）

第1条 横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項中「第6号」を「第7号」に改め、「第18項」の次に「、第33項」を加え、同条第4項中「同項第6号」を「同項第7号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項の次に次の2項を加える。

7 法附則第15条第33項に規定する設備（同項第1号に掲げるものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に2分の1（当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、3分の2）を乗じて得た額とする。

8 法附則第15条第33項に規定する設備（同項第2号に掲げるものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の1（当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあ

っては、2分の1) を乗じて得た額とする。

附則第13条の3の4第1項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第73条第1項に規定する判断の基準となるべき事項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準」に改める。

附則第13条の7第1項中「平成27年12月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第13条の8第1項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「「附則第15条の6第1項若しくは第2項、」とあるのは「条例附則第13条の3の3において準用する」と、「前条第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは」とあるのは「若しくは条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する」」を「「第1項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する第1項」」に改める。

附則第17条第2項から第4項までの規定中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「平成28年度分」を「平成29年度分」に改める。

（横浜市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 横浜市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年9月横浜市条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第73条第1項に規定する判断の基準となるべき事項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（

平成27年法律第53号) 第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中横浜市市税条例附則第17条第 2 項から第 4 項までの改正規定は平成29年 4 月 1 日から、第 1 条中同条例附則第13条の 3 の 4 第 1 項の改正規定及び第 2 条の規定は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号) 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市市税条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市市税条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

附 則

（固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例）

第 9 条 法附則第 15 条（第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び~~第 7 号、第 6 号、~~第 8 項、第 18 項、~~第 33 項~~、第 36 項、第 39 項並びに第 40 項を除く。以下この項において同じ。）、第 15 条の 2 又は第 15 条の 3 に規定する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準は、第 45 条から第 47 条まで又は第 130 条第 1 項の規定にかかわらず、それぞれ法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定に規定する額とする。

（第 2 項及び第 3 項省略）

4 法附則第 15 条第 2 項に規定する償却資産（同項第 7 号に掲げるものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第 46 条又は第 47 条の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に 4 分の 3 を乗じて得た額とする。

（第 5 項及び第 6 項省略）

7 法附則第 15 条第 33 項に規定する設備（同項第 1 号に掲げるものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第 46 条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に 2 分の 1（当該設備が法第 389 条の規定の適用を受ける場合にあっては、3 分の 2）を乗じて得た額とする。

8 法附則第 15 条第 33 項に規定する設備（同項第 2 号に掲げるもの

に限る。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の1 (当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあつては、2分の1) を乗じて得た額とする。

$\frac{9}{7}$ (本文省略)

$\frac{10}{8}$ (本文省略)

$\frac{11}{9}$ (本文省略)

(新築された省エネルギー対策住宅に対して課する都市計画税の減額)

第13条の3の4 平成28年1月2日から平成32年1月1日までの間に新築された住宅(法附則第15条の6第1項に規定する住宅をいう。以下この条、附則第13条の7第1項及び附則第13条の8第1項において同じ。)のうち、評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の5の5-1(3)の等級4又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第73条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することに規定する判断の基準となるべき事項につき規則で定めるところにより証明されたもの(以下この条において「省エネルギー対策住宅」という。)で法附則第15条の6第1項の規定に基づく政令で定めるものに該当するものに対して課する都市計画税については、前条において準用する法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は次項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに都市計画税が課されることとなった年度から3年度分の都市計画税に限り、当該住宅に係る都市計画税額(区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受

ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第 15 条の 6 第 1 項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の同項の規定に基づく政令で定める住宅に該当するものに限る。）にあってはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第 1 項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところにより算定した額とする。）の 2 分の 1 に相当する額を当該住宅に係る都市計画税額から減額するものとする。

（第 2 項から第 4 項まで省略）

（耐震基準適合住宅に対して課する都市計画税の減額）

第 13 条の 7 法附則第 15 条の 9 第 1 項から第 3 項までの規定は、昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅のうち平成 24 年 1 月 2 日から 平成 30 年 3 月 31 日 平成 27 年 12 月 31 日 までの間に耐震改修（同条第 1 項に規定する耐震改修をいう。）が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第 1 項中「この項及び次項並びに次条第 1 項及び第 2 項」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第 13 条の 7 第 1 項において読み替えて準用するこの項及び次項」と、「基準（同条第 1 項において「耐震基準」という。）」とあるのは「基準」と、「この項から」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用するこの項から」と、「平成 18 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までの間に完了した場合にあっては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の 1 月 1 日（当該耐震改修が完了した日が 1 月 1 日である場合

には、同日。以下この項において同じ。) を賦課期日とする年度から3年度分、当該耐震改修が平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間に完了した場合にあっては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度」とあるのは「平成24年1月2日から同年12月31日までの間に完了した場合にあっては平成25年度」と、「を賦課期日とする年度分」とあるのは「(当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。) を賦課期日とする年度分」と、「耐震基準適合住宅にあってはこの項の」とあるのは「耐震基準適合住宅にあっては条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用するこの項の」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、「限る。) にあってはこの項の」とあるのは「限る。) にあっては同条第1項において読み替えて準用するこの項の」と、同条第2項中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「当該市町村の条例で」とあるのは「同条第2項において読み替えて準用する条例附則第13条の4に」と、同条第3項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

(熱損失防止改修住宅等に対して課する都市計画税の減額)

第 13 条の 8 法附則第 15 条の 9 第 9 項から第 12 項までの規定は、平成 20 年 1 月 1 日以前から所在する住宅のうち、特定居住用部分（同条第 4 項に規定する特定居住用部分をいう。）において平成 24 年 1 月 2 日から 平成 30 年 3 月 31 日 平成 28 年 3 月 31 日 までの間に熱損失防止改修工事（同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事をいう。）が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第 9 項中「この項から」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第 13 条の 8 第 1 項において読み替えて準用するこの項から」と、「この項、」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用するこの項、」と、「第 1 項」とあるのは「条例附則第 13 条の 7 第 1 項において読み替えて準用する第 1 項若しくは第 2 項、」とあるのは「条例附則第 13 条の 3 の第 1 項」の 3 において準用する」と、「、前条第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで若しくは」とあるのは「若しくは条例附則第 13 条の 7 第 1 項において読み替えて準用する」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第 13 条の 8 第 1 項において読み替えて準用するこの項」と、「次項」とあるのは「同条第 1 項において読み替えて準用する次項」と、「第 4 項の規定の適用がある場合にあっては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分」とあるのは「特定居住用部分」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては、同条第 1 項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第 10 項中「この条」とあるのは「条例附則第 13 条の 8 第 1 項において読み替えて準用するこの条」と、「第 1 項」とあるのは「条例附則第 15 条の 6 第 1 項若しくは第 13 条の 7 第 1 項において読み替えて準用する第 1 項」第 2 項、」とあるのは「条例附則第 13 条の 3 の 3 において準用す

る」と、「前条第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは」とあるのは「若しくは条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「第352条第1項」とあり、及び「同条第1項」とあるのは「第702条の8第1項においてその例によるものとされる第352条第1項」と、「第5項の規定の適用がある場合にあっては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分」とあるのは「特定居住用部分」と、「あってはこの項」とあるのは「あっては、条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第11項中「前2項」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する前2項」と、同条第12項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第9項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第9項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

(軽自動車税の税率の特例)

第17条 (第1項省略)

- 2 法附則第30条第3項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで平成27年4月1日から平成28年3月31日まで間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の

左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表省略)

- 3 法附則第 30 条第 4 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第 73 条第 2 号の規定の適用については、当該軽自動車が 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 29 年度分 の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表省略)

- 4 法附則第 30 条第 5 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 73 条第 2 号の規定の適用については、当該軽自動車 が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 29 年度分 の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表省略)

横浜市市税条例等の一部を改正する条例（抜粋）

(上段 改正案
下段 現 行)

附 則

(第 1 項及び第 2 項省略)

- 3 第 1 条の規定による改正後の横浜市市税条例（この項及び次項

において「新条例」という。) 附則第13条の3の4の規定(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することにつき規則で定めるところにより証明された住宅(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の6第1項に規定する住宅をいう。)に係る部分に限る。)は、平成27年4月1日以後に新築された新条例附則第13条の3の4第1項に規定する省エネルギー対策住宅に対して課する都市計画税について適用する。

(第4項から第17項まで省略)